

# 集落営農法人就業者が農閑期に所得を確保する手法の検証

経営高度化研究室 尾崎 篤史

## 背景

本県の集落営農法人（以下、法人）は、主に水稲作主体のため季節による労働時間の偏在が顕著で、周年雇用の創出や人件費の確保に苦慮している。

## 目的

農閑期（12～2月頃を想定）を活用して法人の周年雇用創出と法人就業者（以下、就業者）の所得向上を実現する取組手法（以下、農閑期の所得確保）について検討した。

## 具体的な成果

### 1 農閑期の所得確保に対するニーズ

農閑期の所得確保に対するニーズは、雇用を導入予定の法人では高いが、既に雇用導入済の法人は低い（表1）。

就業者は「作業受託」で「年間20万円程度の収入」が得られる取組を求めている（図1、2）。副業でも農作業に類する仕事を求める者が多いと推測できる。

### 2 農閑期の所得確保の取組方法

法人の状況と地域条件により、農閑期の所得確保の取組方法として提案できるものを図3のように整理した。

#### (1) 就業者の副業自営農業

農閑期でも農業が行える地域では、就業者が就業時間以外を利用して自営農業を行うことで所得を確保できる。就業者が自営部門の作業を計画的に行える体制づくりと法人所有資源の活用がポイントとなる（表2）。

#### (2) 他の経営体との連携による作業確保

農閑期に農業を行うことが難しい地域では、就業者が他の経営体へ出向（在籍型出向）することで農閑期の所得を確保できる。一定期間取組を継続することや、事前に就業者の意向を確認することが必要。出向先は、法人の事業や仕事内容と関連のある業種が望ましい（図4）。在籍型出向は、組織形態の変更は必要なく、派遣業法に触れることもない。

表 1 「農閑期の所得確保の活用意向」と「常時雇用の状況」の関係 (%)

	法人の常時雇用の状況			
	雇用済	採用予定	募集中	雇用したいが見込みが立たない
農閑期の活用意向	活用したい	0	11	20
所得確保の活用意向	検討してもよい	18	44	40
活用意向	活用しない	82	44	40

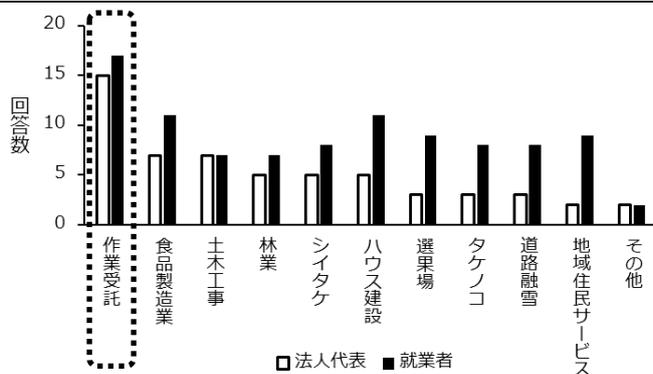


図 1 農閑期の所得確保で希望する職種（複数選択）

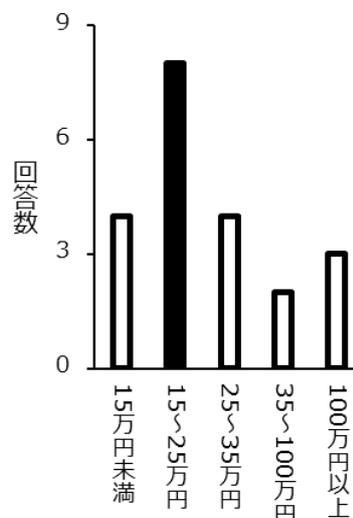


図 2 就業者の副業収入希望額（中央値 20 万円）

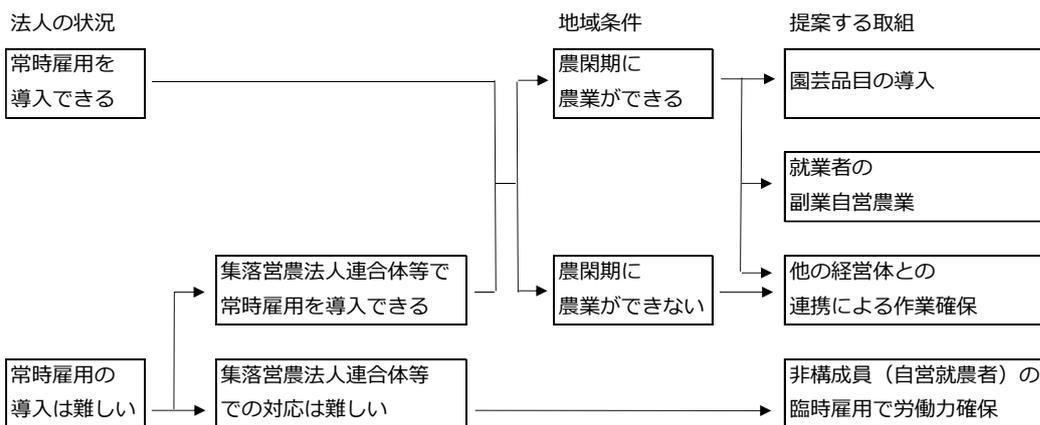


図 3 農閑期の所得確保の活用条件の整理

表 2 就業者の副業自営農業 取組のポイントと留意点

取組内容	法人就業者が就業時間以外を利用して自営農業を行う
就業規則整備	法人就業規則における副業規定に抵触しないよう、必要であれば見直しを行う ・副業に関する就業規則の作成については「モデル就業規則」参照（厚生労働省HP） 就業者が計画的に自営部門で営農できる体制を整える
作業時間の確保	・週休日の固定化 ・朝夕に作業できる勤務時間体系 ・自営部門の作業スケジュールへの配慮 等
取組の流れ	法人 農地・施設の確保
	地域の農地・施設・機械を就業者が活用できるよう支援する ・農地・施設や遊休機械に関する情報提供・所有者との仲介 等
	機械の確保
	法人所有資源を就業者が活用できるよう支援する
肥料・農業購入	・法人所有農機を割安で貸出 ・肥料農業を法人経由で購入することで大口割引適用
農作業実施	・中山間直支等を活用し就農者個人では難しい作業を割安で受託する 等
就業者	自営部門の事故については法人の労災保険の対象外のため、 就業者自身による対応が必要 (労災保険の特別加入等)

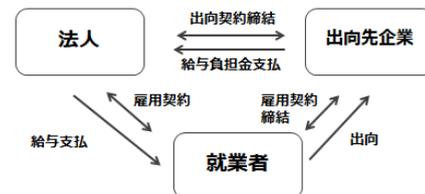


図 4 他の経営体との連携による作業確保（在籍型出向の活用）